



長門川水道企業団告示第5号

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年5月15日

長門川水道企業団
企業長 橋本 浩



記

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工事名 | 前新田浄水場電気設備更新工事 |
| (2) 工事を施工する場所 | 印旛郡栄町安食2849-16 |
| (3) 工事期限 | 令和6年3月30日 |
| (4) 工事の概要 | |
| ①目的 | 前新田浄水場の電気設備が供用を開始してから50年間が経過し経年劣化が生じていることから、電気設備を更新し安定した水処理を行い「安全でおいしい水」の安定供給を図る。 |
| ②規模及び構造 | NO1取水ポンプ盤1面、動力制御盤1面、既設盤撤去1式 |
| ③基礎形式 | — |
| ④工法 | 電気工事一式 |
| ⑤概要図 | 別図 |
| (5) 最低制限価格 | 有 |

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本件工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 競争入札参加資格者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。
- (3) 電気一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 長門川水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から本件工事の入札の期日までの間において、長門川水道企業団建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者

- ② 本件工事の入札の期日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者
 - ③ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
 - ④ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (7) 次のすべての届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）
- ア 健康保険法（大正健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 電気一式工事に係る経営事項審査において、直近2ヶ年のいずれか1年の総合評点が900点以上であること。
- (9) 本件工事の技術者として、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。ただし、専任する技術者の配置は当該工事の着手日から電気設備機器の工場製作期間までは、発注者との連絡体制が確保される等、一定条件のもとに現場駐在を要しないこととすることができる。
- (10) 過去10年以内に（平成25年度～令和4年度まで）に浄水場等の、電気設備について正弦波インバータ制御によるポンプ盤の更新工事を元請として施工した実績を有するとともに、下記の製品を製造しているメーカー又は特約店・代理店である者。

・ 正弦波インバータ

3 入札の場所及び日時

次の日時に、次の場所に集合すること。

- (1) 場 所 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
長門川水道企業団会議室
- (2) 日 時 令和5年6月30日 14時00分

4 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

次のとおり、本件工事に係る契約書案、設計図面及び仕様書並びに入札約款(以下「設計図書等」という。)を縦覧に供する。

- (1) 縦覧期間 この公告の日から令和5年6月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 時 間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 長門川水道企業団会議室
千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
- (4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等により申し込むこと。

申込みがあったときは、希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

申込先 長門川水道企業団水道課

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760

(5) 設計図書等の配布

次のとおり、希望者に設計図書等を有償で配布する。記録媒体持参の場合は無償とする。

- ① 配布期間 この公告の日から令和5年6月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ② 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 配布場所 長門川水道企業団事務所
- ④ 申込方法 設計図書等の配布を希望する者は、令和5年6月2日(金)までに企業団窓口にて、設計図書等申込書により申し込むこと。
- ⑤ 配布価格 申込み時に示す。

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対し質問がある場合は、次のとおり書面《ファクシミリ・電子メール》により提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和5年6月12日(月)に時間を指定した上で行う《企業団ホームページに掲載する・電子メールにより送信する》。

- ① 提出日 令和5年6月8日(木)
- ② 時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 提出先 長門川水道企業団水道課業務係
電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760
メールアドレス nagato01@nagatogawa.jp

5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、長門川水道企業団財務規程(以下「財務規程」という。)第112条第1項の規定により、入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)の入札保証金を、現金又は財務規程第112条第2項に規定する有価証券をもって納めなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金を納める必要はない。
 - ① 過去2年間に、長門川水道企業団(以下「企業団」という。)と本件工事と種類及び規模を同じくする工事の請負契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者
 - ② 過去2年間に、国(公社、公団、独立行政法人等を含む。)又は他の公共団体と本件工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事の請負契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であって、入札参加資格審査申請書等に当該請負契約書の写しを添付したもの
 - ③ ①又は②に該当する者以外の者であって、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したもの
- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。
- (4) 落札者以外の入札者の入札保証金は、落札者決定後、直ちに還付する。
なお、この場合は、利子を付さない。
- (5) (2)に該当する者以外の者は、入札参加資格審査申請の前に、企業団水道課 業務係(電話 0476-33-7718 内線236)に照会すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、その確認後指名停止を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加することができない。

7 その他の事項

(1) 入札参加資格の審査等

本件工事の入札参加希望者は、別に配布する入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「資格審査申請書等」という。)を持参により提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、入札参加資格審査申請書の様式は、企業団ホームページからダウンロードすることができる。

(ア) 資格審査申請書等の配布及び提出期間等

- ① 期間 この公告の日から令和5年6月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ② 時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 場所 長門川水道企業団事務所
千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760
- ④ 提出部数 3部 (正1・副2)

(イ) 入札参加資格の審査結果通知

令和5年6月9日(金)にファクシミリにより通知するので、企業団窓口において入札参加資格審査結果通知書を受領すること。

(ウ) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は令和5年6月16日(金)までに、企業団に説明を求める旨の書面を持参しなければならない。

(エ) 理由の説明は、説明を求められた日から3日以内に書面により行う。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (ア) 金融機関等の保証書
- (イ) 公共工事履行保証証券
- (ウ) 履行保証保険証券

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とする。

(4) 入札に関する注意事項

- (ア) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

- (イ) 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事を施工する場所を、この公告の記載に従い記入すること。
 - (ウ) 入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表印を押印すること。
 - (エ) 誓約書及び代理人が入札を行う場合で委任状の提出がないときは、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では修正できない。
 - (オ) 年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出すること。
 - (カ) 本件に係る入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
 - (キ) 予定価格と入札書の金額の差が大きい場合には、入札後、見積書を受け付けない場合がある。
 - (ク) 入札参加資格審査結果通知書を受領した後希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合においては、郵送又は持参により企業団水道課業務係に入札辞退届を提出すること。
- (5) 工事費内訳書の提示
- (ア) 第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示すること。
 - (イ) 工事費内訳書の様式は任意とするが、数量、単価、金額等内訳金額を明示し、工事費内訳書としての内容を備えているものであること。
 - (ウ) 工事費内訳書を、提示しない場合には、入札を無効とする。
- (6) 入札の執行
- 入札参加資格の確認をした場合において、資格を有すると認められた者が1人であっても、特別な事情がない限り、入札を行うものとする。
- (7) 落札者の決定
- 本件工事の入札については最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (8) 契約締結時期
- 落札者は、その決定を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、水道課長の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (9) その他
- (ア) 資格審査申請書等の作成に係る説明会及び現場説明会は、実施しない。
 - (イ) 資格審査申請書等に係るヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
 - (ウ) 提出された資格審査申請書等は、返還しない。
なお、法令又は条例に基づく場合、申請者の同意のある場合等を除き、入札参加資格の審査以外の目的のために利用し、又は提供しない。
 - (エ) 工期は、事情により変更することがある。
 - (オ) 入札参加者は、入札約款を熟読し、入札の心得を遵守すること。
 - (カ) 落札者は、資格審査申請書等に記載した配置予定の技術者を、本件工事の工事現場に配置すること。

8 問合せ先

長門川水道企業団水道課業務係

電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760

メールアドレス nagato01@nagatogawa.jp